

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月13日

【四半期会計期間】 第72期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 T O A 株式会社

【英訳名】 T O A C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 一 弘

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉田 圭 吾

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉田 圭 吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第3四半期 連結累計期間	第72期 第3四半期 連結累計期間	第71期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	32,422	31,229	46,338
経常利益 (百万円)	2,639	1,968	4,099
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,571	1,095	2,504
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	482	1,264	785
純資産 (百万円)	44,447	46,043	45,689
総資産 (百万円)	55,593	58,506	57,742
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	46.42	32.35	73.97
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	75.5	74.3	74.8

回次	第71期 第3四半期 連結会計期間	第72期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.45	12.57

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦による各国の景気減速や、英国でのEU離脱後の見通しの不確実性等、依然として今後の世界経済全体での先行きの不透明感は拭えず、その動向に引き続き留意が必要な状況にあります。

このような環境の下、企業価値である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」を実現するため、モノ・ヒト両面を通じて「お客さまとのつながり」をより一層強める活動を行っております。国内では、「音の報せる力」を強みとする当社ならではの視点で、引き続き商品のラインアップの拡充やバージョンアップを実施し、特にAI、IoTの技術を取り入れた新たな商品の市場導入を進めています。また、世界5地域でのマーケティング機能を強化させ、それぞれの市場ニーズに応えた商品開発の更なる加速と販路の拡充を継続して行っております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は31,229百万円（前年同四半期比 1,193百万円、3.7%減）となりました。利益については、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は1,807百万円（前年同四半期比 645百万円、26.3%減）、経常利益は1,968百万円（前年同四半期比 671百万円、25.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,095百万円（前年同四半期比 475百万円、30.3%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、報告セグメントの算定方法を第1四半期連結会計期間より変更いたしました。この変更に伴い、前第3四半期連結累計期間を変更後の算定方法により比較算出しております。

（日本）

売上高は19,611百万円（前年同四半期比 299百万円、1.5%減）、セグメント利益（営業利益）は3,982百万円（前年同四半期比 34百万円、0.9%減）となりました。

減災・防災市場で好評頂いている「ホーンアレイスピーカー」や、「防災用スリムスピーカー」の自治体向け販売が伸長しました。また、映像機器の販売が堅調に推移しましたが、鉄道車両向けの受注済案件の納期変更などを受け、売上高、セグメント利益は減少しました。

（アジア・パシフィック）

売上高は5,456百万円（前年同四半期比 +109百万円、2.0%増）、セグメント利益（営業利益）は995百万円（前年同四半期比 +16百万円、1.7%増）となりました。

タイでは地下鉄案件などの交通インフラ市場向けの納入が進みました。インドネシアでは官公需向け案件の多数の納入が進み、売上高、セグメント利益は増加しました。

（欧州・中東・アフリカ）

売上高は3,317百万円（前年同四半期比 875百万円、20.9%減）、セグメント利益（営業利益）は439百万円（前年同四半期比 378百万円、46.3%減）となりました。

欧州・中東地域の景気減速に伴う売上高減少に加え、為替円高による影響と大型案件の減少もあり、売上高、セグメント利益は減少しました。

（アメリカ）

売上高は1,571百万円（前年同四半期比 90百万円、5.4%減）、セグメント利益（営業利益）は88百万円（前年同四半期比 116百万円、56.9%減）となりました。

アメリカでの小売店向け音響機器の販売が伸び悩み、売上高は減少しました。売上高の減少や販売費及び一般管理費の増加により、セグメント利益は減少しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,271百万円(前年同四半期比 36百万円、2.8%減)、セグメント利益(営業利益)は175百万円(前年同四半期比 29百万円、14.3%減)となりました。

中国では空港向けなどの大型案件の納入が進みましたが、セグメント全体での大型案件の減少などにより、売上高、セグメント利益は減少しました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産は58,506百万円となり、前連結会計年度末に比べ763百万円の増加となりました。資産の部は、現金及び預金と売上債権の減少などありましたが、有形固定資産の増加などにより増加しました。負債の部及び純資産の部における増加の要因は、短期借入金の増加などによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要は次のとおりとしております。

基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

取組みの具体的な内容の概要

() 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1934年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備と映像設備の専門メーカーとして、神戸の地から120カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社グループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響分野では、駅や商業施設のアナウンス設備やコンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

映像分野では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い商品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

() 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

(イ) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ロ) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(ハ) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等について、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社

株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ロ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定した後、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

()買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

()株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

()株主意思を重視するものであること

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

()合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

()独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

()デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,129百万円であります。

なお、これらの研究開発活動は全報告セグメントを対象とするものであり、その成果として、当第3四半期連結累計期間に発売した主な新商品は以下のとおりです。

- ・海外向け天井埋込型スピーカー9機種を発売しました。

欧州非常放送規格である「EN54-24」に対応し、高い出力音圧レベルと広い再生周波数範囲で、高音質で明瞭な放送音声を提供します。また、設置場所に違和感無く馴染むT O Aらしさのある独自のデザインと、施工しやすいバネ形状が施工時間短縮に貢献します。オフィスビルや商業ビル、駅や空港・役所などの公共施設での使用に最適です。

- ・屋外ドームカメラ一体型レコーダー「タウンレコーダー」3機種を発売しました。

「タウンレコーダー」シリーズは、撮影機能と録画機能を一体化したオールインワンタイプのレコーダーです。フルHD(1920×1080ピクセル)の高精細映像での撮影・記録に対応し、電源供給用配線だけで動作するため、映像信号線の敷設が困難な街頭や、広い敷地の施設でも設置可能です。有事の際は内蔵の無線LANを通してパソコン上から確認、映像の取り出しができます。撮影した映像は本体内蔵SSDとSDカードに同時録画でき、幅広い運用に対応しています。また、IoTの要素の一つとして注目されている無線通信技術LPWA(Sigfox規格)による通信機能を搭載した機種ではインターネット経由で機器の状態確認や、機器異常発生時にメール通知などができます。LTE通信機能を搭載した機種では機器の状態確認などに加え、ライブ映像の確認や録画画像のダウンロード、またパソコンに接続したUSBマイクからの放送もできます。これらにより街の防犯・安全管理に貢献します。

LPWA(Low Power Wide Area)

従来よりも電力消費量が低く、ひとつの基地局で比較的広い範囲(数km程度)での利用が可能な無線通信技術の総称。LPWAには、通信規格がいくつかありますが、その中で本機はSigfoxを採用しています。

- ・白杖使用者向け音声案内システムを発売しました。

今回新発売となるのは、当社製ネットワークカメラ「TRIFORAシリーズ」に搭載されたAIにより、カメラで撮影した画像から白杖を検知する機能を使用するためのライセンスです。この機能の活用により、別途画像解析サーバーを構築せずに、白杖使用者の通過を認識して自動的に音声案内放送を流す「白杖使用者向け音声案内システム」が構築可能になります。白杖の検知にはディープラーニングの技術を採用し、高い認識精度を実現することによって、誤検知や見逃しを防ぎます。白杖使用者にとって安全・安心でより快適な公共空間の実現に貢献します。

- ・小型、軽量のハイパワー出力スピーカーシステム2機種を発売しました。

新商品は、屋内用の2Wayパッシブ型スピーカーシステムでウーハーとコンプレッションドライバーを搭載し、小型、軽量ながらハイパワー出力を実現しています。また、無駄のないすっきりとしたフロントデザインは建築空間に違和感なく納まり、同時発売の取付金具との組み合わせで、常設用、仮設用と幅広い用途で使用可能です。教育施設、多目的ホール、会議室、バンケットルームなど、建築意匠と調和した設置が必要な空間に最適です。

- ・赤外線会議システムの新シリーズ9機種を発売しました。

今回発売する赤外線会議システムは、充実した音響調整機能や録音機能を搭載しつつ、話者や聞き手の視界を妨げない、さまざまな会議場の意匠にも考慮したコンパクトなデザインとなっています。生産性向上を目的とした働き方の見直しが進められている昨今、効果的なコミュニケーションを行う上でスムーズな会議運営に貢献します。また、設置に複雑な配線工事を必要としないため、会議場の老朽化に伴うリニューアルや頻繁なレイアウト変更にも柔軟に対応できます。自治体の会議場や委員会室、企業の会議室、ホテルの宴会場などでスムーズな会議の進行をサポートします。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	78,820,000
計	78,820,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,536,635	34,536,635	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	34,536,635	34,536,635		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日		34,536,635		5,279		6,808

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 657,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,845,100	338,451	
単元未満株式	普通株式 34,435		
発行済株式総数	34,536,635		
総株主の議決権		338,451	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) T O A 株式会社	兵庫県神戸市中央区港島 中町7丁目2番1号	657,100		657,100	1.90
計		657,100		657,100	1.90

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,014	14,692
受取手形及び売掛金	1 10,305	1 8,034
有価証券	3,500	3,500
商品及び製品	6,175	7,366
仕掛品	846	1,288
原材料及び貯蔵品	2,994	3,232
その他	671	1,302
貸倒引当金	85	58
流動資産合計	41,423	39,358
固定資産		
有形固定資産	7,747	9,999
無形固定資産	1,703	1,472
投資その他の資産		
投資有価証券	5,524	6,263
投資その他の資産	1,345	1,414
貸倒引当金	1	0
投資その他の資産合計	6,869	7,676
固定資産合計	16,319	19,148
資産合計	57,742	58,506
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,066	3,624
短期借入金	934	1,553
未払法人税等	417	159
引当金	182	259
その他	2,472	2,356
流動負債合計	8,073	7,953
固定負債		
退職給付に係る負債	2,625	2,652
その他	1,354	1,856
固定負債合計	3,979	4,509
負債合計	12,053	12,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,279	5,279
資本剰余金	6,866	6,879
利益剰余金	29,050	29,265
自己株式	394	385
株主資本合計	40,802	41,040
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,250	3,760
為替換算調整勘定	868	1,393
退職給付に係る調整累計額	23	34
その他の包括利益累計額合計	2,404	2,402
非支配株主持分	2,481	2,600
純資産合計	45,689	46,043
負債純資産合計	57,742	58,506

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	32,422	31,229
売上原価	18,129	17,272
売上総利益	14,292	13,956
販売費及び一般管理費	11,839	12,148
営業利益	2,453	1,807
営業外収益		
受取利息	41	29
受取配当金	88	95
為替差益		5
その他	118	89
営業外収益合計	248	219
営業外費用		
支払利息	32	50
為替差損	16	
その他	11	8
営業外費用合計	61	58
経常利益	2,639	1,968
特別損失		
解体撤去費用		48
特別損失合計		48
税金等調整前四半期純利益	2,639	1,919
法人税等	736	562
四半期純利益	1,903	1,357
非支配株主に帰属する四半期純利益	331	261
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,571	1,095

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	1,903	1,357
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,062	510
為替換算調整勘定	310	616
退職給付に係る調整額	13	13
その他の包括利益合計	2,385	93
四半期包括利益	482	1,264
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	750	1,093
非支配株主に係る四半期包括利益	267	171

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(持分法適用の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間において、TOA SPON LIMITEDを共同出資により設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(IFRS第16号)を適用しております。これにより、借手のリース取引は、原則として全てのリースについて資産および負債を計上することとしました。 この結果、第1四半期連結会計期間期首の有形固定資産が472百万円、流動及び固定負債のその他が476百万円増加しております。なお、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	131百万円	161百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	765百万円	1,029百万円
のれんの償却額	28 "	27 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	440	13.00	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金
2018年11月1日 取締役会	普通株式	338	10.00	2018年9月30日	2018年12月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	541	16.00	2019年3月31日	2019年6月21日	利益剰余金
2019年11月5日 取締役会	普通株式	338	10.00	2019年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	日本	アジア・パ シフィック	欧州・中東 ・アフリカ	アメリカ	中国・ 東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	19,911	5,347	4,193	1,661	1,308	32,422		32,422
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,754	79	9	11	14	2,870	2,870	
計	22,666	5,427	4,202	1,673	1,322	35,292	2,870	32,422
セグメント利益	4,017	979	818	205	204	6,225	3,771	2,453

(注)1.セグメント利益の調整額 3,771百万円には、セグメント間取引消去14百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 3,786百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社部門等に係る費用であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	日本	アジア・パ シフィック	欧州・中東 ・アフリカ	アメリカ	中国・ 東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	19,611	5,456	3,317	1,571	1,271	31,229		31,229
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,988	84	11	7	26	3,118	3,118	
計	22,600	5,541	3,329	1,578	1,298	34,347	3,118	31,229
セグメント利益	3,982	995	439	88	175	5,681	3,874	1,807

(注)1.セグメント利益の調整額 3,874百万円には、セグメント間取引消去44百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 3,918百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社部門等に係る費用であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、当社主導の機能とその管理区分をより明確にするため、従来「アジア・パシフィック」、「中国・東アジア」に含めておりました生産機能、および「アメリカ」に含めておりました鉄道車両関連機器の販売機能を、「日本」に含めております。

また、「アジア・パシフィック」、「欧州・中東・アフリカ」、「アメリカ」、「中国・東アジア」の業績をより適切に把握するため、当社が各セグメントに向けて行った営業取引を含めております。

この変更に伴い、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	46円42銭	32円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,571	1,095
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,571	1,095
普通株式の期中平均株式数(株)	33,862,242	33,872,174

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第72期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当については、2019年11月5日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	338百万円
1株当たりの金額	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月7日

T O A 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 雅 芳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT O A株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。